

令和3年度6月 第3回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年6月30日（水） 午前10時00分 ～ 午前11時00分

開催場所 あま市七宝産業会館 2階 大会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	玉谷 尚登	出席	推 1	平尾 正敏	出席
2	近藤 善成	出席	推 2	小坂井 佳雄	出席
3	菱田 茂	出席	推 3	宇佐美 雅仁	出席
4	加藤 勝	出席	推 4	近藤 哲夫	出席
5	伊藤 幸夫	出席	推 5	林 和夫	出席
6	笹野 明美	出席	推 6	花木 清	出席
7	近藤 美奈子	出席	推 7	宮地 浩司	出席
8	木村 治彦	出席	推 8	久保田 幸司	出席
9	三輪 光雄	出席	推 9	足立 國雄	欠席
10	山田 武彦	出席			
11	横井 幸一	出席			
12	鈴木 良法	出席			
13	近藤 吉美	出席			
14	石原 勇	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	大堀 俊和	書 記	深見 訓英
部 長	河竹 雅義		片岡 篤志
主 幹	今枝 勲男		吉田 仁美

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 0 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 1 2 号 農用地利用計画変更申出について
日程第 7	議案第 1 3 号 現況証明願について
日程第 8	議案第 1 4 号 生産緑地の農業の主たる従事者証明願について
日程第 9	報告第 1 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
	報告第 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 1 3 号 買受適格証明願について

議 長	(あいさつ) 本日の出席につきましては、農業委員の出席数は14人、推進委員の出席数は8人です。推進委員の足立委員が欠席となっております。 定足数に達していますので、令和3年度6月あま市農業委員会総会を開会します。 本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議 長	日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。 5番 伊藤 幸夫 委員及び、6番 笹野 明美 委員を指名します。
議 長	日程第2「会期の決定」を議題とします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。
議 長	日程第3 議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
議 長	それでは、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明) 議案第9号1番につきまして説明いたします。 議案第2ページをご覧ください、参考資料は1～2ページです。 譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町川部植田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。 以上、譲受人等の経営農地に不法転用はなく、営農計画等も特に問題等はありませんでした。 また、下限面積等の要件も満たしております。 こちらにつきましては、6月28日に菱田委員と花木委員と現地確認をさせていただいております。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第 9 号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して菱田委員から現地の状況について、報告願います。

菱田委員 議案 9 号につきまして、花木委員と現場を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第 9 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 9 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第 9 号は承認されました。

議 長 日程第 4 議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 10 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 3 ページをご覧ください、参考資料は 3 ～ 5 ページです。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は森山東江端地内の田で太陽光発電システムへの転用となっております。

申請者は、所有地に太陽光発電を設置するための転用となっております。

本申請はすでに現地が転用済みのため、申請人の申述書が添付されております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が 40 %を超えている区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第 3 種農地であるため転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、6 月 24 日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、6月28日には菱田委員と花木委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第10号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して菱田委員から現地の状況について、報告願います。

菱田委員 議案10号につきまして、菱田委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第10号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第10号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

よって、議案第10号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第11号1番につきまして説明いたします。

議案は4ページ、参考資料は6～8ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田で、駐車場及び資材置場への転用で、所有権移転となっており
ます。

譲受人は、あま市伊福河原地内の自宅で電気工事業を営んでおります。

自宅から300mにある本申請地を譲り受け、現在不足している営業車
と事業用の資材を置く駐車場及び資材置場を新設するための申請となっ
てます。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅、事務所等が連た
んしている区域に近接する区域の農地で10ha未満であるもので、農地区
分は第2種農地に区分されます。

日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため転用の許可見込めま

す。

2 番につきまして説明いたします。

参考資料は 9 ～ 1 1 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町伊福蓮池地内の田で、駐車場への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は名古屋市中川区に本社を置き、浚渫工事業を営んでおります。譲受人は事業の拡大に伴い事業用車両の増加・大型化が進み、本申請地南側にある既存駐車場では手狭となったため、本申請地を新たに駐車場とし、既存駐車場と一体利用するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、1 0 ha 以上の一団の農地で、農地区分は第 1 種農地に区分されます。

既存施設の拡張のため転用の許可が見込めます。

3 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 2 ～ 1 4 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂検白地内の畑で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

4 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 5 ～ 1 7 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町沖之島十八地内の畑で、一般個人住宅への転用で、所有権移転となっております。

譲受人は生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域にある農地で、農地区分は第 3 種農地に区分されます。

第 3 種農地のため、転用の許可が見込めます。

5 番につきまして説明いたします。

参考資料は 1 8 ～ 2 0 ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は東溝口五丁目地内の田で、一般個人住宅への転用で、使用貸借権設定となっております。

譲受人は生活環境変化に伴い、現在の居宅が手狭になったため、分家住宅を建設するための申請となっております。

一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で、10ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。

周辺の他の土地を利用することが困難なため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、6月24日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、6月28日には菱田委員と花木委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長 議案第11号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して菱田委員から現地の状況について、報告願います。

菱田委員 議案11号につきまして、花木委員と現場を確認しましたが、転用について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第11号について、何かご質問等がございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第11号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。

よって、議案第11号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第12号「農用地利用計画変更申出について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第12号1番につきまして説明いたします。

議案は５ページ、参考資料は２１～２３ページをご覧ください。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は古道宮ノ腰地内の畑です。

申請者は、現在賃貸住宅に居住しており、生活環境の変化に伴い現在の居宅が手狭になったため、今回の申請において、申請地に一般個人住宅を建設するための申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

２番につきまして説明いたします。

参考資料は２４～２６ページをご覧ください。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は森山三本柿地内の田です。

申請者は、現在申請地北側において建築鉄骨加工業を営んでおり、大型物件を取り扱ううえで、既存の資材置場では賄えなくなり、今回の申請地を譲り受けて資材置場を拡張する申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

３番につきまして説明いたします。

参考資料は２７～２９ページをご覧ください。

申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂六勺地内の畑です。

申請者は現在申請地隣で電気工事業を営んでおり、受注の増加と規模の拡大により、現在の事業所では手狭になるため、駐車場と資材置場を設置するための申請となっております。

なお、申請地は農用地区域内ですが周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

こちらにつきましては、６月２４日に海部農林水産事務所と現地確認をさせていただいております。

また、６月２８日には菱田委員と花木委員とで現地確認をさせていただいております。

議 長

議案第１２号につきまして、菱田委員と花木委員で現地確認を行っていただきましたが、代表して菱田委員から現地の状況について、報告願います。

菱田委員 議案１２号につきまして、花木委員と現場を確認しましたが、計画変更について問題はありませんでした。

議 長 只今、事務局及び菱田委員から説明・報告がありました、議案第１２号について、何かご質問等はございますか。
ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１２号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。
よって、議案第１２号は承認されました。

議 長 日程第７ 議案第１３号「現況証明願について」を議題とします。
事務局から説明させます。

事 務 局 （ 説 明 ）
議案第１３号１番につきまして説明いたします。
議案第６ページをご覧ください、参考資料は３０～３２ページです。
申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂六地藏地内の畑で、２０年以上前から宅地として使用しているため、証明が見込めます。
提出された書類には建物の登記事項証明書があり、昭和４２年より農地以外で使用していたことが確認出来ております。
続きまして、２番について説明させていただきます。参考資料は、３３～３５ページをご覧ください。
申請者は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町安松二丁目地内の田で、２０年以上前から倉庫として使用しているため、証明が見込めます。
提出された書類には国土地理院の航空写真があり、平成１１年より農地以外で使用していたことが確認出来ております。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第１３号について、何かご質問等はございますか。
ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１３号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
挙手全員です。
よって議案第１３号は承認されました。

議 長 日程第 8 議案第 1 4 号「生産緑地の農業の主たる従事者証明願について」を議題とします。事務局から説明させます。

事 務 局 (説 明)

議案第 1 4 号 1 番につきまして説明いたします。

議案の 7 ページをご覧ください。

申出者及び申出地は議案のとおりで、申出者は従事者本人となっており、申出者の傷病によるものです。

傷病の申出があった従事者は、あま市内に住所を置き本申出地農地を所有しております。

農地基本台帳の経営者、所有者も申出者となっております。

そのため、農業の主たる従事者として問題はないと判断できます。

2 番につきまして説明いたします。

申出者及び申出地は議案のとおりで、従事者の死亡によるものです。

申出者は従事者の配偶者であり、申出地の相続人です。

死亡した従事者は、あま市内に住所を置き、本申請地に農地を所有しておりました。

農地基本台帳の耕作者も死亡した従事者となっております。

そのため、農業の主たる従事者として問題はないと判断できます。

議 長 只今、事務局から説明、報告がありました議案第 1 4 号について、何かご質問等はございますか。

ご質問もないようですので採決に移ります。

議案第 1 4 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

議案第 1 4 号は承認されました。

議 長 日程第 9 報告第 1 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、報告第 1 2 号「農地法第 1 8 条第 6 号の規定による通知について」、報告第 1 3 号「買受適格証明願について」を事務局から一括報告願います。

事 務 局 (報 告)

議 長	只今、事務局から報告がありました、報告第 1 1 号から報告第 1 3 号について、何かご質問・ご意見等はございませんか。 ご質問もないようですので、質疑を終了します。 以上で本会の会議に付議された事件は、すべて議了いたしました。 よって閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。
議 長	異議なしと認めます。 以上で本日の議事はすべて終了いたしました。 長時間にわたりご苦労様でした。 次回の農業委員会でございますが、7 月 3 0 日（金）午前 1 0 時からの予定です。よろしくお願いいたします。 最後にその他ということで、事務局からお願いします。
	終 了

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 三輪 光雄

署 名 委 員 伊藤 幸夫

署 名 委 員 笹野 明美